

農山村のつながり・活力創出事業実施要綱

第1 趣旨

秋田県内の農山村地域、とりわけ中山間地域においては、少子高齢化、人口減少が急速に進行し、農地の保全や農業生産活動の継続、集落機能の維持が困難な地域が見られ、地域全体の活力も失われつつある。

こうした課題を解決するため、多様な人材の呼び込みや、地域づくり活動に継続的に関わる農村関係人口を増加させる取組を支援し、農山村地域内外の様々な個人・企業等との交流、つながりの促進により、農山村地域の活力を創出することを目的とする。

本事業の実施については、国の中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱(平成5年4月1日付5構改D第213号)及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱(平成10年8月24日付10構改D第244号)に定めるもののほか、本要綱によるものとする。

第2 事業内容

本事業で実施する事業は次のとおりとし、事業毎に実施要領を制定して内容を定めるものとする。

1 秋田版「半農半X」推進事業

地域課題解決に携わる多様な人材や農村関係人口を呼び込む「半農半X」の取組を支援する。

2 里地里山保全・交流支援事業

「守りたい秋田の里地里山50」認定地域における農地保全や地域づくり活動等を支援するほか、里地里山の情報発信、オーナー制度の運営等を実施する。

3 活力創出推進事業

(1) 地域づくり活動実証事業

地域資源を活用した地域活性化に向けたトライアル的な取組を実証する。

(2) その他事業

地域活力の創出に向けた取組を実施する。

第3 事業実施主体

秋田県、補助金交付により実施する事業においては実施団体等とする。

第4 事業の実施

事業実施主体は、本事業の円滑な実施を図るため、業務の一部を地域協議会等の団体に委託して実施できるものとする。

第5 事業の実施期間

本事業の事業実施期間は、令和8年度から令和11年度までとする。

第6 委任

本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、秋田県農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。